

# 国立大学法人群馬大学学長任期規程

平成16 4. 1 制定

改正 平成27.3.17

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学の学長の任期については、この規程の定めるところによる。

(任 期)

第2条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再選考による学長の任期は、学長選考会議の議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日に任命されたものとされる学長の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 平成16年4月1日後最初に選考される学長が再任の場合の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年3月17日から施行する。